

# 交通基本法(第1次草案)

人類は、これまで長い歴史の中で、交通を通じて文化を創造してきた。交通は人々に新しい出会いをもたらし、人々が交流を図ることで、これまでの歴史から多くの遺産が受け継がれ現代社会に生かされている。我々地球市民が望む真に豊かな社会を構築し、未来においても何人も安心して豊かな生活と人生を享受するためには、それを基盤として支える交通の基本的な理念や方針が明確であることが必要である。

一方で、現代社会は、地球環境問題、中山間地域の集落消失の問題など、国土や社会の自立が問われている。また、少子高齢社会の急速な到来による諸問題も併せ、持続可能な社会の実現が強く求められており、そのための理念及び方針の確立が必要である。

日本国憲法は、幸福追求権(第13条)、居住・移転及び職業選択の自由(第22条)、生存権(第25条)などの権利及び自由を保障している。これらの規定を交通に関して積極的に具現化する概念としての交通権を確立し、広く国民の共通認識にすることが必要である。

以上の観点から、健康で文化的な生活を営むうえで衣食住と並ぶ基本要素である交通について、その理念及び方針を明確にし、もって真に豊かな社会の構築に貢献するため、この法律を制定する。

## 第1章 理念及び方針

(定義)

第1条 この法律において「交通」とは、ある地点間における人の移動及び物の運搬をいう。

(理念)

第2条 交通は、誰もが、いつでも、どこでも、安全で安心して豊かな生活と人生を享受できるためのものでなければならない。

2 何人も、前項の基本的理念に基づき交通する権利(以下「交通権」という。)を有し、これを保障される。

(方針)

第3条 交通権は、次に掲げる基本方針によって具体的に保障されなければならない。

(1) 何人も、交通事故や交通公害から保護されて安全・安心に歩行その他の交通をすることができ、災害時には緊急・安全に避難し救助される。

(2) 何人も、連続性に優れた交通サービスを快適・低廉・便利に利用することができる。

(3) 何人も、交通を楽しみ、交通によって得られる文化創造などの豊かな機会を享受できる。

(4) 何人も、交通手段及びこれに関する情報を十分に提供される。

- (5) 陸・水・空における交通相互の調和がとれた総合的政策に基づいた交通を実現する。
- (6) 全国(国土)計画と地域(都市)計画との整合性や、都市部と農山漁村部との政策・計画の整合性がとれた交通を実現する。
- (7) 地域における住宅・企業を含む各種施設整備や都市計画などのまちづくりと整合性がとれた公共交通中心の交通を実現する。
- (8) 資源を浪費せず地球環境と共生し、持続可能な社会の実現につながる交通を実現する。
- (9) 自動車交通量を削減し、徒歩及び自転車並びに公共交通機関の利用促進を基本とし、安全性・利便性・経済性(外部費用を含む。以下同じ。 )・持続可能性などの観点から総合的かつ最適な人にやさしい交通を実現する。
- (10) 小学校段階からの体系的・継続的な交通教育を推進し、交通安全面にとどまらず、交通権の相互尊重や、安全性・利便性・経済性・持続可能性などの観点から総合的かつ最適な交通手段選択ができるようにする。

## 第2章 国の責務

(国の責務)

第4条 国は、次に掲げる責務を負う。

- (1) 交通に関する情報提供と政策決定への国民その他の利害関係人の参画を通じて、利害調整に配慮しながら交通権の充実に努めること。
- (2) 前条に定める基本の方針に基づき、国の総合交通政策を策定し、その内容を誠実に執行すること。
- (3) 地方公共団体が行う当該地域の総合交通政策を支援すること。
- (4) 地方公共団体とも連携して、緊急輸送体制を確立すること。
- (5) 交通事業者(運輸事業その他の交通に関する事業を行う者をいう。以下同じ。)を監督することにより、輸送の安全を確保すること。
- (6) 交通労働者(交通に関する事業に従事する労働者をいう。以下同じ。)が安全輸送を保持できる労働条件を確保するとともに、労働災害の防止に努めること。

(国の総合交通政策)

第5条 国の総合交通政策は、交通の全分野に関する政策であり、かつ、道路・港湾・空港・鉄道その他の交通に関わる基盤の整備及び維持管理(交通規制を含む。以下同じ。)に関する政策を含むものとする。

- 2 国の総合交通政策は、閣議決定の上、国会の承認を得なければならない。これを変更する場合も同様とする。
- 3 道路政策については、歩道・自転車道の整備計画を明記するほか、道路管理者や公安委員会との連携に十分留意するものとする。

## 第3章 地方公共団体の責務

(地方公共団体の責務)

第6条 地方公共団体は、次に掲げる責務を負う。

- (1) 交通に関する情報提供と政策決定への利用者、当該地域住民その他の利害関係人の参画を通じて、利害調整に配慮しながら交通権の充実に努めること。
- (2) 第3条に定める基本の方針に基づき、当該地域の総合交通政策を策定し、その内容を誠実に執行すること。
- (3) 国が行う総合交通政策のうち当該地域に関わるものに協力するとともに、緊急輸送体制を確立すること。
- (4) 当該地域の交通事業者を監督することにより、当該地域の交通における輸送の安全を確保すること。
- (5) 交通労働者が安全輸送を保持できる労働条件を確保するとともに、労働災害の防止に努めること。

#### (地域の総合交通政策)

第7条 地域の総合交通政策は、原則として他地域にまたがる交通を除く全分野に関する政策であり、かつ、当該地域における道路・港湾・空港・鉄道その他の交通に関わる基盤の整備及び維持管理に関する政策を含むものとする。

- 2 地域の総合交通政策は、当該地域における地方議会の承認を得なければならない。これを変更する場合も同様とする。
- 3 道路計画については、歩道・自転車道の整備計画を明記するほか、道路管理者や公安委員会との連携に十分留意するものとする。
- 4 地方公共団体は、必要に応じて、交通基本条例を制定するものとする。

## 第4章 交通事業者等の責務

#### (交通事業者等の責務)

第8条 交通事業者及び交通労働者は、次に掲げる責務を負う。

- (1) 輸送の安全を確保すること。
- (2) 安全・快適な労働環境を実現し、その業務を通じて交通権を最大限に保障し充実させること。
- (3) 第3条に定める基本の方針に基づき、利用者への十分な情報提供に努め、国や地方公共団体による総合交通政策の策定に協力するなど、持続可能な社会の実現のための社会的責任を果たすこと。

#### (企業等の責務)

第9条 交通事業者以外の企業等は、次に掲げる責務を負う。

第3条に定める基本の方針に基づき、過度な自動車依存を見直すなど、持続可能な社会の実現のための社会的責任を果たすこと。

## 第5章 国民の責務

#### (国民の責務)

第10条 国民は、次に掲げる責務を負う。

- (1) 交通権を最大限に実現し、擁護・発展させること。
- (2) 日本の歴史と風土に根ざした交通の創造と交通権の行使によって、世界の平和・福祉・繁栄に積極的に貢献すること。
- (3) 第3条に定める基本の方針に基づき、交通権を相互に尊重し、安全性・利便性・経済性・持続可能性などの観点からの総合的かつ最適な交通手段選択をし、国及び地方公共団体の政策決定などに積極的に参画をすること。

## 第6章 組織

### (国の組織)

第11条 国においては、総合交通政策の策定及び誠実な執行のため、交通に関する組織（交通警察を含む。）の一元化を図り、交通行政に関する責任主体を明確にする。

### (中央協議会)

第12条 前条の目的を達成するため、国に中央協議会を設置する。

- 2 中央協議会の委員は、交通事業者、交通労働者、公募された市民（市民団体、利用者等をいう。）などを中心に構成し、原則として行政職員を含まないものとする。
- 3 その他中央協議会に関して必要な事項は、別に定める。

### (運輸安全委員会)

第13条 内閣府に運輸安全委員会を設置する。

- 2 運輸安全委員会は、次に掲げる業務を行う。
  - (1) 交通事故に関する調査及び分析
  - (2) 交通労働者の労働災害に関する調査及び分析
  - (3) 交通事業者に対する監査及び指導
  - (4) 交通事故に関する審判
- 3 その他運輸安全委員会に関して必要な事項は、別に定める。

### (地域の組織)

第14条 地域においては、市町村（特別区並びに交通に関して形成された一部事務組合及び広域連合を含む。以下同じ。）が責任主体となることを基本とする。ただし、当該地域が複数の市町村をまたぐ広域的な交通圏域になる場合は、都道府県が責任主体となる。

### (地域協議会)

第15条 市町村（前条ただし書に該当する場合は、関係する都道府県）は、当該地域における総合交通政策を策定するため、地域協議会を設置する。

- 2 地域協議会は、前項の規定にかかわらず、当該地域における交通を確保するために必要なすべての地域的課題（次条に定める運輸連合から提案された事業計画、運行計画、運賃等を含む。）を協議し決定する。
- 3 地域協議会は、交通事業者（次条に定める運輸連合を含む。）、交通労働者、公募された市民（地縁団体、市民団体、利用者等をいう。）などを中心に構成し、必要に応じ行政職員（道路管理者その他の交通に関わる基盤の管理者及び公安委員会等を含む。）も参加

できるものとする。

- 4 その他地域協議会の運営に関して必要な事項は、当該地域協議会が定める。

(運輸連合)

第16条 交通事業者は、利用者の利便性向上及び公共交通の充実を図るため、当該地域における他の同種及び異種の交通事業者とともに運輸連合を組織することができる。

- 2 運輸連合は、当該地域における地域協議会へ参加しなければならない。この場合において、運輸連合は、その事業計画、運行計画、運賃等の原案を提示することができる。

- 3 運輸連合は、当該地域における地域協議会の決定に従わなければならない。

- 4 運輸連合は、第2項に定めるもののほか、収入等の配分、広報活動などを一元的に行うものとする。

## 第7章 財源

(交通基金)

第17条 国において、交通に関わる基盤の整備及び維持管理、公共交通機関の確保、交通文化の創造その他交通全般に関する特定財源とするため、交通基金を設置する。

- 2 国は、市町村、都道府県、地域協議会及び運輸連合（以下「市町村等」という。）が当該地域における総合交通政策を執行するための事業に要する経費の一部又は全部を、市町村等からの申請に基づき交通基金から拠出しなければならない。

- 3 市町村等は、前項の経費を受け取る場合は、中央協議会に申請し、その妥当性について審査を受けるものとする。

- 4 市町村等は、当該事業の執行完了後に中央協議会に報告し、その評価を受けるものとする。

- 5 交通基金の財源及び運営は、別に定める。

(地域の財源)

第18条 市町村及び都道府県は、当該地域における交通全般に関する特定財源とするため、条例により基金等を設置するよう努めるものとする。

## 附 則

(施行期日)

- 1 この法律は、公布の日から施行する。

(関連する法律の改廃)

- 2 (略)